

# 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和3年8月分)

## ○ 市電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・道路障害（2件）

	概 要	場 所
1	相手方車両（普通乗用車）が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため接触したものの。	一番街入口交差点～ 都通り交差点間 (2系統下り)
2	相手方車両（普通乗用車）が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため接触したものの。	市立病院前交差点 (2系統下り)

・インシデント（信号冒進・異線進入）（1件）

	概 要	場 所
1	鹿児島駅前停留場への入駅の際、進入すべきホームへの進行信号・ポイントの確認を怠って電車を進行させたため、誤ったホームに進入したものの。	鹿児島駅前停留場前 (2系統上り)

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。**

**多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

## ○ 市バス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、**

**やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**